

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 8 月 1 日

株式会社キャリアインデックス
株式会社マージナル

2021年8月1日

株式交換に関する事後開示事項

東京都港区白金台五丁目12番7号
株式会社キャリアインデックス
代表取締役社長 CEO 板倉 広高

広島県広島市西区庚午南二丁目5番14号
株式会社マージナル
代表取締役 藤本 英俊

株式会社キャリアインデックス（以下、「キャリアインデックス」といいます。）及び株式会社マージナル（以下、「マージナル」といいます。）は、2021年5月31日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年8月1日を効力発生日として、キャリアインデックスを株式交換完全親会社、マージナルを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、本書に記載のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2021年8月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規程による手続の経過
新株予約権の買取請求を行った新株予約権者はありませんでした。
 - (4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規程による手続の経過
該当事項はございません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）
- (1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はございません。
 - (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はございません。
 - (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はございません。
4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）
本株式交換により、キャリアインデックスに移転したマージナルの株式の数は 967 株です。
5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
- (1) キャリアインデックスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したキャリアインデックスの株主はありませんでした。
また、マージナルは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 6 月 1 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。なお、同日付で、権利行使を予定していたマージナルの新株予約権付社債は、全て権利行使されています。

- (2) キャリアインデックスは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のマーシナルの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するマーシナルの株式1株に対してキャリアインデックスの株式147.076株の割合をもってキャリアインデックスの自己株式を割当交付しました。キャリアインデックスが交付した株式の総数は142,223株です。
- (3) 本株式交換に伴う、キャリアインデックスの資本金及び準備金の額の変動はございません。

以上